居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）の申請手順

相談・検討

・市区町村の窓口やケアマネジャー（もしくは地域包括支援センター）に相談します。
・以下の書類をご用意ください。
①事前申請書
②改修が必要な理由書
③見積書
④工事箇所の写真
⑤住宅改修承諾書（被保険者と住宅の所有者が異なる時）
尚、様式は筑西市のホームページでダウンロードできます。

申請

・工事を始める前に市区町村の窓口に、前述の①～⑤（写真は日付入り、段差の解消をする場合はメジャー等をあてて、高さが分かるようにして撮影して下さい。）の必要書類を提出して、改修の申請をします。

工事・支払い

・市区町村の審査結果を受けてから着工します。申請後に住宅改修承認通知を発送します。通知が届いてから、工事を行ってください。
・改修後、改修箇所の写真を撮影します。（日付入り）
・改修費用はいったん全額自己負担して事業者に支払います。支払った証明として、領収書は必ず貰ってください。その際に内訳書もご用意ください。

払い戻し手続き

・工事が完了したら、市区町村の窓口に改修が終わったことを、報告して下さい。
・以下の書類をご提出ください。
①事後申請書
②領収書
③工事内訳書
④改修後の写真
⑤承認通知の写し
⑥受領・マイナンバー取り扱いに関する委任状
⑦受領に関する委任状（指定口座が被保険者と異なる場合）

払い戻し

・工事が介護保険の対象であると認められた場合、２０万円を限度に工事代金の９割または８割が支給されます。
・改修費の支給は事後申請書の指定口座に振り込まれます。被保険者と口座の名義人が異なる場合は受領に関する委任状も必ず貰ってください。尚、様式は筑西市のホームページからダウンロードできます。